

平成30年10月11日

予算特別委員会委員長 石川光次郎殿

|    |       |
|----|-------|
| 委員 | 遠藤いく子 |
|    | 三浦 一敏 |
|    | 天下みゆき |
|    | 福島かずえ |
|    | 中嶋 廉  |
|    | 内藤 隆司 |
|    | 角野 達也 |
|    | 大内 真理 |

議第190号議案「平成30年度宮城県一般会計補正予算」に対する修正案

上記の修正案を、別紙の通り、会議規則68条の規定により提出します。

## 修正案の趣旨説明

2018年10月11日  
予算特別委員会

日本共産党県会議員団の遠藤いく子です。今議会に提出されております議第190号議案「平成30年度宮城県一般会計補正予算」のうち、歳入予算地方交付税と歳出予算「観光振興財源検討事業費」400万円の減額修正を求めます。

修正理由の第一は、観光振興財源検討会議条例に基づく検討会設置の目的が、宿泊税という新たな法定外新税導入を含む検討を行うものとして設置された点です。本年6月議会での条例議案に対しても日本共産党県議団として異議を申し上げてきましたが、今回10月5日予算特別委員会総括質疑における大内真理委員に対する答弁でも知事は「国からの交付金（東北観光復興交付金）が平成32年度（2020年）になくなる中でどうするのか」と述べました。その答弁は、過去の知事定例記者会見や議会答弁と軌を一にしている方向です。宿泊税を念頭に於いた検討であることを、否定されたことは一度もありません、まさに、初めに増税ありきではないか、強く懸念しているところです。

第二に、宿泊税は観光客に一律課税されるとともに、その納税義務は「特別徴収者」たる、旅館・ホテルの業者が負うこととなります。今8%となっている消費税同様に、宿泊者に転嫁できない場合、特に規模の小さなところでは身銭を切って納めなければならないことが強く懸念されます。しかし総括質疑で認識を問われた知事は、「そのことも含めてご議論いただく」と述べるにとどまり、認識が薄いことが明らかになりました。

また納税義務を負うことになる業界・団体からの聞き取りは全く行っていないことも分かりました。方向性を検討会に提起する前に、県執行部として、観光施策の現場の実態をうかがう姿勢こそ基本にするべきであり、新税提案はあまりに安易です。いまだ客足が震災前に戻っていない地域で1円でも安く良いサービスをと取り組む事業者の血のにじむような努力を受けとめ、寄り添う施策こそ、県政に求められていると思います。

第三に、仮に宿泊税が導入されれば、消費税10%と連続した増税になる恐れがあることです。安倍内閣は、延期してきた消費税10%を来年10月に実施を予定しています。そのうえ、平成32年度終了の東北観光復興対策交付金に変わる増税が連続して行われることになれば増税のダブルパンチではありません

せんか。宿泊税の導入は、観光振興に逆行することを厳しく指摘します。

第四に、すでに宿泊税を先行実施している都府県と宮城県の実施は、意味合いが違うという点です。大都市であり観光都市でもある東京や大阪や京都と違い、宮城県の観光は、大震災を経験した上に原発事故の風評被害も受けて、震災前に戻っておりません。様々な努力で戻りつつある地域があるとしても、沿岸部や内陸部の温泉地など、いまだ苦しみの中にあります。さらに宮城では、発展税や環境税に続き今度は宿泊税と連続した税負担になりますから、とりわけ慎重でなければなりません。今わが県にとって重要なのは、現場の声を聞きながら観光施策を充実させることであり、増税ではありません。

したがって、観光宮城の復興と発展のためには、安易な新税導入に道を開くべきではありません。県内の観光を支える現場の声をもとに、県全体の財源の中で十分議論を尽くすべきです。

委員の皆様のご賛同を心からお願い申し上げ、議第190号「平成30年度一般会計補正予算」の歳入と歳出から、400万円を減額する修正案の趣旨説明といたします。ご静聴ありがとうございます。